

各 種 計 画 一 覧

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
島根県地域福祉支援計画 ○計画期間： H24～H27 ○策定根拠： 社会福祉法 § 108	○これからの社会福祉のあり方として、地域福祉の推進がますます重要な課題となると考えられることから、各市町村において、地域住民との協働のもとで地域福祉の一層の推進が図られるよう、県としてその支援の基本的な考え方を明らかにしたもの。 ○地域における多様なニーズへの的確な対応を図るための「新たな支え合い」の拡大、強化や、障害者自立支援法の制定や改正、介護保険法の改正、災害時要援護者支援体制など、地域福祉を取り巻く新たな動きや課題等に対応するため、平成24年7月に計画を改定した。
島根県保健医療計画 ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 医療法 § 30の4① 健康増進法 § 8①	○「医療法及び健康増進法」に基づき、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする保健医療サービス提供体制を推進するため、平成25年4月から平成29年度までの5年間で計画期間とする保健医療計画を策定した。 ○本計画は、保健医療提供体制の整備を図るうえで、関係者すべてにとっての基本指針となるものである。 ○本計画は少なくとも5年ごとに見直しを行う。
島根県地域医療支援計画 ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 厚生労働省通知	○国の第1次へき地保健医療計画を踏まえて、県内の地域の現状と課題を明らかにした上で、県単位での地域保健医療対策を充実強化することを柱として、当該課題の克服に向けての具体的な施策又は方向性をとりまとめたもので、島根県における地域保健医療対策の基本指針となるものである。 ○5年ごとに見直しを行う。
島根県地域医療再生計画 ○計画期間： H21～H27 ○策定根拠： 地域医療再生臨時特例交付金交付要綱	○医療機能の強化、医師等の確保、在宅医療の推進など地域における医療課題を解決するための施策について、都道府県が定める計画をいう。都道府県は、当該計画に基づき基金を造成し、事業実施に必要な経費を支出する。本計画では、医師をはじめとした医療従事者の確保や医療機関の施設・設備整備などを支援し、併せてドクターヘリの運航や医療機関連携を促進する医療情報ネットワークの構築などにより、地域医療提供体制の確保を図る。平成25年度に在宅医療の推進を加えるとともに、一部の事業について事業期間を平成27年度まで延長した。 ○事業期間 H21年度～H27年度 ○事業費 97億円
島根県がん対策推進計画 ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： がん対策基本法 § 11①	○平成25年3月に改定した「島根県がん対策推進計画」では、全体目標として「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」を引き続き掲げるとともに、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を追加し総合的ながん対策を推進する。 ○がんの1次予防に関する取り組みを充実させるとともに、「小児がん対策」、「がん患者の就労問題」、「がん教育」など新たな課題に取り組む。 ○計画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間とし、中間年である平成27年度に中間評価を行う。
島根県食育推進計画 ○計画期間： H24～H28 ○策定根拠： 食育基本法	○県民一人ひとりが「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育を通して「生きる力」を育む。 ○生涯にわたる食育を推進します。特に若い世代への食育が進むよう努める。 ○身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりを推進する。 ○食育活動への県民の主体的な参加、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化に努める。

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<p>健康長寿しまね推進計画 (第二次健康増進計画) ○計画期間： H25～H34 ○策定根拠： 健康増進法8条</p>	<p>○「健康寿命を延ばす(平均寿命をのばす、65歳平均自立期間を延ばし、二次医療圏の格差を減らす)」ことを基本目標とし、「めざせ、しまね健康なまちづくり」をスローガンに、県民、関係機関・団体、行政が三位一体となった県民運動である。 ○この計画は、①住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進②生涯を通じた健康づくりの推進③疾病の早期発見、合併症予防・重症化防止、多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進の4つの柱で推進する。</p>
<p>島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画 ○計画期間： H24～H26 ○策定根拠： 老人福祉法§20の9 介護保険法§118①</p>	<p>○本県では、高齢化が全国に先駆けて進行するとともに75歳以上人口の割合が更に増加することから、介護予防の対策や要介護状態になっても高齢者が尊厳を保ちながら地域で自立した生活が出来るようなサービス提供体制に努めていく必要がある。 ○計画の基本目標には、「介護予防の推進」、「サービス基盤の計画的な整備」、「介護サービスの質の確保」、「介護給付等の適正化」、「認知症高齢者のための施策の充実」、「高齢者の居住に係る施策との連携」、「医療との連携」、「生活支援サービスの充実」、「介護人材確保と質の高い人材の養成」「高齢者の積極的な社会参加の推進」を掲げ、実施に当たっては、住民・ボランティア・行政・事業者が一丸となって取り組むことが必要であることから、県民一人ひとりの理解と参画を求めるものである。 ○計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間であり、3年ごとに見直しを行う。</p>
<p>しまね高齢社会振興ビジョン21 ○目標年次平成22年 ○策定根拠： 高齢社会対策大綱</p>	<p>○21世紀初頭の姿を展望し、県として推進する高齢社会対策の方向性を示すとともに、行政が取り組むべき方向や県民の行動指針を明らかにする。</p>
<p>島根県医療費適正化計画(第2期) ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 高齢者の医療の確保に関する法律§9</p>	<p>○少子高齢化、医療費の増加による医療財政のひっ迫、平成18年6月医療制度改革関連法の成立を背景とし、生活習慣病の予防対策等により将来的な医療費の適正化を目指すものである。 ○当該計画は、医療計画、健康増進計画及び介護保険事業支援計画との調和を図り、適正化計画の具体的な施策は、各計画と整合性を保ち策定されている。 ○国の基本方針に沿って、各都道府県が5年間を計画期間として策定。平成27年度に中間評価を行う。平成30年度には目標達成状況及び施策の実施状況等の実績評価を行う。</p>
<p>しまねっ子すくすくプラン(島根県次世代育成支援行動計画〔後期計画〕) ○計画期間： H22～H26 ○策定根拠：次世代育成支援対策推進法§9</p>	<p>○進行する少子化に対応するため、平成17年度～平成26年度の10年間で集中的、計画的、総合的に次世代育成支援対策(少子化対策)を進めることを目的として、前期計画に引き続き5年の後期計画(H22～H26)を策定した。 ○「子育て・子育てをみんなで支える地域づくり」、「安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備」、「しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現」の三つの基本理念の下、幅広い分野の施策を掲げ、実施時期を明示するとともに可能な限り数値目標を設定し、市町村、企業、民間活動団体や地域住民との協働により取り組みを進め、「子育てするなら島根が一番」と感じられる社会の実現を図ることとしている。 ○児童福祉法第56条の9の規定に基づく都道府県保育計画や保育所における質の向上のためのアクションプログラム(平成20年3月28日厚生労働省通知)と一体のものとして策定した。</p>

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<p>しまね青少年プラン ○計画期間： H22～H26 ○策定根拠： 子ども・若者育成支援推進法 § 9</p>	<p>○青少年施策を総合的、体系的に推進していくために、県の関係部局、市町村、青少年団体などの関係機関・団体が連携・協働していく指針として策定した。 ○「子ども・若者育成支援推進法」に基づき国が策定した「子ども・若者ビジョン」を踏まえ、法に基づく県の計画として位置づけた。 ○青少年の健全育成の推進に当たっては、青少年を健やかに育む地域づくりを促すことが必要であることから、県民一人ひとりに対し、健全育成、次世代育成の意識の醸成を図り、具体的行動を進めることを目的とする。平成26年度が最終年度となるため、次期計画の策定を行う。</p>
<p>島根県ひとり親家庭等自立支援計画 ○計画期間： H20～H29 ○策定根拠： 母子及び寡婦福祉法 § 12</p>	<p>○ひとり親家庭等の自立を促進していくためには、子どもが心身ともに健やかに成長するための必要な諸条件の整備と、家族の健康の保持増進も含め、種々の施策を総合的かつ計画的に推進していくことが不可欠であることから、ひとり親家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いたプランを総合的に推進する。 ○この計画策定の指針となる「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年厚生労働省告示第248号）の改正内容も踏まえ、本年度「子ども子育て支援事業支援計画」の中に位置づけ必要に応じて見直しを行う。</p>
<p>島根県DV対策基本計画 ○計画期間： H23～H27 ○策定根拠： DV防止法 § 2の3</p>	<p>○DVの防止並びに被害者の保護及び自立支援を重要課題と位置づけ、県の施策を明らかにし、DV対策を総合的に実施することを目的とする。 ○計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間であり、平成27年度に見直しを行う。</p>
<p>島根県障がい者基本計画 ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 障害者基本法 § 11</p>	<p>○本県の障がい者施策推進の基本的方向等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図ろうとする計画である。 ○「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある人が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現することを基本理念とする。 ○本計画の期間は平成25年度から平成29年度までとし、社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行う。</p>
<p>島根県障害福祉計画 ○計画期間： [第1期]H18～H20 [第2期]H21～H23 [第3期]H24～H26 ○策定根拠： 障害者総合支援法 § 89</p>	<p>○「島根県障がい者基本計画」に掲げる事項のうち、介護及び訓練等の障がい福祉サービスについての実施計画である。 ○障がい福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進める。 ○障がいのある人が住みたい地域で、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図ることを基本に、障がい者が必要とする介護及び訓練の障がい福祉サービスの確保、障がい者の地域生活への移行、福祉施設（福祉就労）から一般就労への移行を推進する。</p>
<p>島根県自死対策総合計画 ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 自殺対策基本法 § 4</p>	<p>○今後の本県における総合的な自死対策を推進するための基本指針 ○市町村をはじめ関係機関や団体、県民を含む地域社会全体が連携し、積極的な取組が実施されることを期待するもの ○数値目標として、平成19～23年の5年間の平均自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を20%以上減少 ○推進体制として、島根県自死総合対策連絡協議会（関係機関・団体の相互の連携を強化し、総合的な自死対策の推進）と、圏域自死対策連絡会（地域の実情に応じた取組の強化と地域ネットワークの構築を推進）を核に取り組む。</p>

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<p>島根県障がい者就労支援事業所工賃向上計画</p> <p>○計画期間：H24～H26</p> <p>○策定根拠：厚生労働省通知</p>	<p>○障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として就労支援は重要であり、一般就労が困難である障がい者には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように支援していくことが必要である。</p> <p>○平成24年度から平成26年度までの3か年について「工賃向上計画」を策定することとし、工賃向上に資する取組を、目標設定により計画的に進めることとする。</p> <p>○目標設定のために、原則としてすべての就労継続支援B型事業所における「工賃向上計画」の作成を義務付け、計画の作成や目標の実現に向けた必要な支援を行う。</p> <p>○計画期間中、毎年度、実施状況の点検や評価を行うとともに、必要に応じて随時、計画内容を見直す。</p>
<p>感染症予防計画</p> <p>○計画期間：H20～</p> <p>○策定根拠：感染症法 § 10、§ 11</p>	<p>○計画は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、新しい時代の感染症対策の方向性を示すものである。</p> <p>○感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するための計画とすることとしている。</p>
<p>新型インフルエンザ等対策行動計画</p> <p>○計画期間：H25～</p> <p>○策定根拠：新型インフルエンザ等対策特別措置法</p>	<p>○新型インフルエンザ等が発生した場合、その感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らないようにするための行動計画である。</p> <p>○計画では、流行規模を予測するとともに、発生状況に応じた目標と活動を、「実施体制」「サーベイランス情報収集」「情報提供・共有」「予防・まん延防止」「医療」「県民生活・県民経済の安定」の6項目について立案している。</p> <p>○計画には、大流行時に治療薬としての抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」が不足すると予測されることから、タミフルの備蓄計画も盛り込んでいる。</p> <p>○対策の実行性をより高める目的で国は特別措置法を制定したため、新たに法律に基づく行動計画を策定した。(H25.12策定)</p>
<p>島根県水道水質管理計画</p> <p>○計画期間：H19～H28</p> <p>○策定根拠：厚生省通知</p>	<p>○将来にわたって信頼できる安全でおいしい水道水が確保されるよう、水道水質管理に一層努めるとともに、水質基準に基づく検査の実施、体系的・組織的な水質監視を行う。</p>
<p>島根県動物愛護管理推進計画</p> <p>○計画期間：H26～H35</p> <p>○策定根拠：動物愛護管理法 § 6の1</p>	<p>○動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化し、動物愛護思想の普及啓発、動物の適切な管理を図る施策を推進する。</p>
<p>食育・食の安全安心確保に係るアクションプラン</p> <p>○計画期間：H24～H27</p> <p>○策定根拠：食の安全安心確保に係る基本方針</p>	<p>○食の安全安心確保に係る基本方針を示した各施策の方向に基づき、具体的な取り組み（行動計画）を示すことにより、食の安全安心の確保を図る。</p>
<p>歯と口腔の健康づくり計画</p> <p>○計画期間：H24～H28</p> <p>○策定根拠：島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例 § 6</p>	<p>○「島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例」の趣旨を踏まえ、生涯を通じた施策を総合的かつ効果的に推進する。</p> <p>○「県民の大臼歯（奥歯）や口腔の点検の実施」「事業所における歯科保健対策の拡大」「糖尿病等を有する患者に対する歯科治療と歯科保健指導の実施体制の整備」等を推進する。</p>